

令和5年度第1回山形県いじめ問題審議会 議事録

日 時	令和5年11月28日(火) 14時00分～15時30分
場 所	山形県庁1502会議室
委員出席者数	7名
出席委員	奥山優佳会長、安達えり委員、加藤麻奈実委員、菊地直子委員、木村正之委員、古城博道委員、和田由紀委員
内 容	1 開会  2 教育長あいさつ  3 報告 本県におけるいじめの現状等について(高校教育課長)  4 協議 いじめの防止等に向けた、今後の取組みについて(義務教育課長)  5 閉会

【「3 報告」  
に係る質疑】

**(菊地委員)**

いじめの認知件数のうち重大事態に発展したものは何件か、不登校の児童生徒数について、いじめを原因とするものは無かったのか、また、不登校の原因について無気力や不安が多いという報告があったが具体的な数値があれば教えていただきたい。最後に、いじめのアンケートの認知の仕方について、いじめに該当するような回答があればいじめの件数にカウントしているのか、それとも回答を踏まえいじめに該当するような事態があったかどうかを確認した上でいじめと認められればカウントしているのか教えていただきたい。

**(義務教育課長)**

重大事態の発生件数について、文部科学省の令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下、問題行動等調査)で、本県は7件となっている。重大事態の態様等、詳細な情報については統計法の規定により申し上げられない。

いじめを原因とする不登校については、重大事態と認定され、7件の中に含まれているが内数については同様の理由により申し上げられない。

不登校の要因については問題行動等調査において、不登校の要因としていくつか項目がある中で、無気力や不安という項目が大きな割合を占めている。

いじめの認知については、年2回のアンケート調査の結果だけでなく、アンケートとセットで実施している教員と児童生徒の2者面談において、アンケート調査での回答を基に、教員が児童生徒の話聞いた上で、いじめと認められるものについて、いじめとして認知している。

**(加藤委員)**

小学校でのいじめの認知件数が減少したことについて、特に低学年でいじめについて学んだことで減少につながったのではないかとのことだったが、具体的にどういった学習にどの程度取り組んだのか。

また、高等学校の不登校生徒のうち、小学校や中学校で不登校だった生徒ほどの程度含まれているのか。

**(義務教育課長)**

いじめの対応について、本県では、「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「適切な対応」の3つを柱として、いじめの防止に取り組んでいるところだが、特に「未然防止」について、積極的な認知と並行して力を入れて各学校で取り組んでいたきたいと、校長会や市町村教育委員会の協力のもと、各学校の生徒指導担当を集めた会議などにおいてお願いをしてきたところである。その中で、各学校において実情に応じ工夫しながら、未然防止の取組みを進めていただいたことが小学校でのいじめの認知件数の減少の一つの大きな要因となったと考えている。

【「4 協議」  
に係る意見・  
質疑等】

【いじめの定義の認識の徹底について】

(木村委員)

いじめの定義について、法律上では加害生徒の認識に関係なく、被害者側が心身の苦痛を感じているならばいじめに該当するとされている。このことについて、児童生徒、保護者、教職員が共通認識を持つことが重要であると思う。

早期発見・早期対応の過程で、いじめの定義の認識の違いにより、学校のいじめ対応について、加害者側の保護者からのクレームがあり、その一方で被害者側の保護者からはなぜ早く対応してくれないのかと不信感を募らせるケースがある。いじめに対する教育というものは児童生徒だけでなく、保護者や教職員に対しても行っていくことが重要と感じる。

様々な課題はあるが、まずもって重要なのは児童生徒、保護者、教職員がいじめの定義について正しい認識を持つことだと思う。県医師会としては、児童生徒、保護者、教職員に対するいじめについての理解の徹底について取り組んでもらいたいと考えている。

(古城委員)

木村委員のおっしゃる通り、法律で、いじめの定義は加害者の故意・過失を問題にせず、被害者側が苦痛を感じているかどうかに着目しており、広く定義されたものである。木村委員のご意見はいじめを限定的にとらえず、広く認識することが重要という趣旨だと思うが、私も賛成である。

【いじめ調査アンケートについて】

(木村委員)

いじめの認知に向けたアンケートについて、それが児童生徒のストレスになっていないかと懸念している。アンケートの取り方について、県で工夫していることや気を付けていることがあれば教えてほしい。

(義務教育課長)

アンケートについては、年2回以上各学校において、県独自の様式で実施しており、文部科学省で実施しているいじめの調査項目に合わせて項目を設定し、該当するものに丸を付ける形で実施している。アンケートは必ず記名を求めるものではなく、状況に応じて無記名で提出することも可能にしている。また、アンケートを実施する際は、児童生徒が素直に回答しやすいよう、早く回答が終わった児童生徒も決められた時間は席で待機し、早く回答が終わった児童生徒、回答に時間をかけている児童生徒がそれぞれ目立たないような形で行っている。

(高校教育課長)

いじめアンケートを実施する際の工夫として、アンケート用紙にいじめの定義を記載するとともに、インターネット上の行為についてもいじめに該当するということを示し、児童生徒にいじめの定義を正しく認識してもらった上で回答できるようにしている。

また、保護者へのアンケートについても、お子さんについて気になることや学

校への要望等を記載できるような欄を設定し、県の統一様式として使用している。

**(古城委員)**

いじめ防止対策基本法が施行され、意見聴取をしっかりと行うことが求められているところ、児童生徒の年齢に応じながら、子どもを中心にした意見聴取が行われなければならない。アンケートの実施と併せて、面談を実施しているとのことだが、児童生徒の中には、担任の先生には悩みを話すことが出来ないが特定の先生には話すことが出来るというような子もいる。そういった児童生徒への配慮なども必要ではないかと思う。現状の意見聴取の方法について、完成したとは考えず今後も改善に取り組んでもらいたい。

**(和田委員)**

県では年2回以上アンケートを実施しているとのことだが、面談とセットで実施しているところがとても重要だと感じる。毎年、保護者向け、児童生徒向けのアンケートを見させていただいているが、このアンケートはいじめの詳細を調査するものではなく、いじめの可能性があるかどうかを確認し、併せて実施する面談で、いじめに該当するかどうかを確認するというような趣旨で実施されているものだと認識している。

このアンケートは、いじめに該当するような事案のない場合は、マルやバツを付けてすぐに回答を終了できるような内容となっており、一方で、いじめに該当するかどうか回答に悩む方にとっては、いじめの具体例が示された内容となっており、回答しやすいよう工夫されている。

また、保護者の方にお話を聞く機会があったが、アンケートに回答することがストレスになっているという話を伺ったことはなく、児童生徒からアンケートに答えることが嫌だというような話も聞いたことはない。むしろ、年2回という細かな頻度で実施することで、アンケートを実施することが当然であるというような感覚の児童生徒が多いのではないかと印象を受ける。今後社会の変化に合わせて見直しが必要になることもあるかと思うが、現時点では量・内容ともに適切だと感じる。

**(菊池委員)**

いじめのアンケートについて、面談により確認をしたうえでいじめの認知を行っているとのことだったが、無記名での回答についてはいじめと認知されないのか。また、いじめの認知件数が多いことについては、いじめはどこでも起こりうるものという前提のもと、積極的な認知を行っているとして肯定的に評価するものであれば、いじめの重大事態の発生件数をいじめの防止に向けた取組みの指標とすることはできないか。

**(義務教育課長)**

いじめのアンケートにおいて、無記名でいじめに該当するような回答がある場合は、児童生徒との面談を行いながら、担任をはじめ、学年の教員で情報収集を行うことになる。面談で聞き取った情報を学年の教員で共有しながら、いじめに

悩む児童生徒を把握し、いじめの認知の判断を組織的に行っている。

いじめ重大事態については、より早期に重大事態と認識し、適切な対応を行うことが求められており、早期の対応に向けて重大事態に対する感度を高めることで、重大事態の件数自体も増加することになる。そのため、重大事態の件数をいじめの防止に向けた取組みの指標とするのは難しい。

(菊池委員)

いじめの防止に向けた取組みの効果を検証するような指標も必要ではないかと思う。いじめ重大事態にカウントされるようなものはより発展したいじめであるので、より注視して数を追うべきではないかと思った。

### 【スクールカウンセラーの活用について】

(加藤委員)

中学校ではいじめに該当するような事案が発生した際は、教員同士で連携を取り、いじめのケースに応じて生徒への適切な関わり方や注意すべきことなどについてSCに意見を求めながら対応していると感じる。一方、小学校では、依然として、いじめと捉えるべき事案について、学校の認識の誤りにより、いじめと認識しないようなケースが見られる。いじめの定義に係る正しい認識について、学校長や教頭などの管理職を含め、繰り返し確認を行うことが重要だと思う。

また、資料2のいじめの防止等に係る取組み状況の調査結果において、「いのちの教育」が実施されているかの項目ですべての学校種で100%となっているが、実施率だけでなく、取組みの内容についても検討していくことが重要になると思う。SOSの出し方であったり、自分のストレスの扱い方について、SCへの講話の依頼が増えてはいるもののその場限りで終わってしまう場合が多い。1回の講話だけではなかなか身に付けることが難しい内容なので、日常生活の中で、例えば深呼吸をする時間を取り入れるなど、教職員にとっても児童生徒にとっても負担にならない範囲で、児童生徒が自身のストレスを制御するスキルを身に付けられるシステムが必要だと感じる。

SCの設置について、今年度、配置の拡充がなされたところであるが、小学校の相談依頼や、小中学校での講話の依頼が増加しており、本来の中学校での相談対応に割ける時間が限られている。その結果、相談の希望すべてに対応できず、緊急性の高い事案を優先して対応している状況にある。今年度、一部の中学校でSCの配置時間を拡充していただいているところだが、その他の中学校においても、学校の実情に応じ、配置時間の拡充等をお願いしたい。

### 【不登校について】

(安達委員)

地域、家庭との連携についてお話をさせていただきたい。置賜地域で、小中学校、幼稚園、保育園、PTAと地域の方を巻き込んだ会議を開催し、縦と横のつながりを深めている自治体があった。その地域では中学校の不登校生徒数が一定

期間ゼロになるなどの実績を上げており、地域で子どもたちを支えることの重要性を感じたところである。不登校は特に、進学に伴い環境が変化する中学1年生で多く見られる。地域としてのつながりを深め、小学校と進学先の中学校とで、情報を共有できるシステムの構築が必要ではないかと思う。

また、学校に行きたいが教室に入ることが出来ないという児童生徒の場合、別室登校という対応を行っている学校がほとんどである。国では、校内の教育支援センターの設置を推進しているが、現状ではなかなか環境が整っていない。他県の自治体では民間に委託をして校内に教育支援センターを設置している事例もあるので、学校、地域が連携して児童生徒を支援していくことが重要だと感じる。

#### **(菊池委員)**

不登校については、年々増加しているが、不登校の児童生徒が自分に合った居場所を見つけ、そこに通うことができている状況であれば肯定的に評価できることだと思う。そういった児童生徒がどの程度存在するのか調査し、把握することが必要ではないか。また、そうした児童生徒が増加しているとすれば、本来学校で得られる学習の機会をどう保障するか考えることも必要である。

#### **【その他】**

##### **〈いじめの認知件数について〉**

#### **(菊池委員)**

いじめの認知件数について、この10年間でほとんど減少が見られず、約10人に1人がいじめを訴えている状況であり、感度を高め積極的に認知を行った結果だという評価に終わっていいのか疑問である。いじめのアンケートは児童生徒に対し、どういった行為がいじめになるのかを伝えることによるいじめの未然防止の推進も1つの目的として実施されていると思うが、その結果、認知件数が減少していないのは問題である。アンケートを始めてから随分と時間がたったので、対応が形骸化し、未然防止に向けてアンケートを活かしきれていないのではないかと危惧している。未然防止に向けて効果的に活用されるようアンケートを見直す必要があるのではないか。

##### **〈いじめの防止等に係る取組状況の調査結果について〉**

#### **(菊池委員)**

現場でのいじめ防止の取組み状況の評価について、学校の自己評価による点検のみとなっていることが心配である。昨年度の審議会でも意見を述べたが、学校の自己評価と児童生徒や保護者の評価にギャップがあるのではないか。

##### **〈教職員の負担について〉**

#### **(菊池委員)**

教職員の過重負担について検討がなされていないと感じる。資料4のいじめの防止に向けた主な取組みにおいて、重点項目ごとに教職員の資質の向上について

の取組みが盛り込まれているが、これ以上、資質向上のために時間と労力を割くことは教職員にとって負担となる。資料に記載の内容は理想図であると思うが、これを実現するために何を準備しているのかが見えないのは残念。

社会が様々変化し、教育の責務が無限に広がっているような中で、教職員の頑張りに依存しすぎていると感じる。いじめの防止に向けた取組みを検討する際には、現場の教職員の実情を踏まえることが必要だと思う。

### 【総括】

#### (奥山会長)

不登校についての意見が多くあった。不登校の児童生徒の中には、授業についていけない、授業の内容がわからないという理由で学校に来れなくなる子もいるかと思う。こうした、学びたいけれども学校に行くことができないという児童生徒の学習の機会をどのようにして保障していくかを考えなければならない。

また、菊地委員から、学校でのいじめの防止等に係る取組状況について、第三者の視点を取り入れることも必要ではないかとの意見があった。各学校の取組みが形骸化されていないかというところまで点検できる工夫を考えてもらいたい。

さらに、社会が様々変化している中で、子どもの発達についての教員の捉え方や指導の仕方なども変化しているのではないかと思う。今の子どもたちに寄り添った教育とはどういうものを指すのか、研修だけではなく、実際の現場の中で経験しながら学ぶことが大切だと考える。

最後に、児童生徒がいじめを行わないような、思いやりの心を育むためには、まず、自分の心を理解することが必要であり、小さなうちから自己の心を理解するための能力を育むことが重要となる。幼児期からその力を育てていき、小学校、中学校につなげていくために、幼稚園や各学校などの教育機関だけでなく地域と連携をしながら、地域のチームとして検討することが必要だと考える。教育委員会においても、児童生徒の心をどのように育てていくのか、関係機関等と連携し考えていただきたい。

(以上で協議を終了)